

約定支払日の取扱い申込書

兼「約定支払日の取扱いに関する特約」への同意書

ご提出にあたって

1. 同意書は、必ず次のとおり印刷してください。
 - 大きさ：A4版（拡大・縮小をしていないこと）
 - 紙色：表裏とも白色
 - 紙質：一般的なコピー用紙と同等のもの
2. 同意書の内容は改ざんしないでください。
3. 同意書にご捺印いただく印章は、本来、法人様の代表者になりますが、所轄の「部長職以上の役職印」によることも可能です。
個人印は原則不可とさせていただきます。
4. 同意書ご提出先は、東海旅客鉄道株式会社（JR東海）です。
以下の送付先に、郵送にてお送りくださいますようお願い申し上げます。
5. ご提出の期限は、ご希望する適用開始日の1ヵ月前までをお願いいたします。

【同意書送付先はこちら↓↓】

〒108-8204

東京都港区港南 2-1-85 JR東海品川ビル A 棟 4F

東海旅客鉄道株式会社

営業本部 JR東海エクスプレス予約 首都圏セールスオフィス宛

約定支払日の取扱い申込書
兼「約定支払日の取扱いに関する特約」への同意書

別紙の約定支払日の取扱いに関する特約に同意の上、約定支払日の取扱いを申し込みます。

申込日	年 月 日
-----	-------

契約法人名	
代表者氏名	代表 者印
本社所在地	

適用開始 ご希望日	<input type="checkbox"/> 入会と同時
	<input type="checkbox"/> 年 月 日

※ 適用開始日は後日お知らせいたします（必ずしもご希望に沿えない場合があります）。

別紙

(約定支払日の取扱いに関する特約)

本特約は、東海旅客鉄道株式会社（以下、「当社」といいます。）が提供するエクスプレス予約コーポレートサービスの約定支払日の取扱いについて定めるものです。

第1条（総則）

1. 本特約は、「エクスプレス予約コーポレートサービス（E予約専用）規約」（以下、「EX予約コーポレート規約（E予約専用）」）といいます。）及びJR東海EX-ICサービス規約（E予約専用）（以下、「IC規約（E予約専用）」）といいます。）の特約とします。
2. 本特約は「エクスプレス・カード（E予約専用）会員規約」（以下、「カード会員規約」といいます。）に定める法人会員（以下、「法人会員」といいます。）で当社所定の申込書により本特約に定める約定支払日の取扱いの申込みを行った法人会員に対して適用されます。
3. EX予約コーポレート規約（E予約専用）及びIC規約（E予約専用）と本特約との間で重複または競合する内容については、本特約が優先するものとします。
4. 法人会員は、カード会員規約に定めるカード使用者（以下、「カード使用者」といいます。）に本特約を周知する義務を負います。

第2条（用語の定義）

本特約に定めのない用語の定義については、カード会員規約、EX予約コーポレート規約（E予約専用）、IC規約（E予約専用）に定めるところによるものとします。

第3条（本特約の変更）

削除

第4条（カード番号利用日）

本特約が適用される法人会員については、以下の時点の属する日がカード会員規約におけるカード番号利用のあった日とみなされます。

- (1) カード使用者がIC規約（E予約専用）で定めるEX-ICサービス（以下「EX-ICサービス」という。）を利用する場合、カード使用者がIC規約（E予約専用）で定めるICカード（以下「ICカード」という。）により駅に入場した時点
- (2) カード使用者がEX-ICサービス以外のエクスプレス予約コーポレートサービスを利用する場合、及びEX-ICサービスを利用する場合であってICカードによりIC自動改札機を通過して入場することができないため別に定める証票を受け取る時は、カード使用者が乗車券類等を受け取った時点
- (3) 法人会員と当社との間のカード会員規約が失効した時点又はカード使用者がカード使用者でなくなった時点で、当社がEX予約コーポレート規約（E予約専用）第8条により保管している乗車券類が存在する場合、当該時点
- (4) 法人会員と当社との間のカード会員規約が失効した時点又はカード使用者がカード使用者でなくなった時点で、当社がIC規約（E予約専用）第8条により、カード使用者と当社との間で締結したEX-IC運送契約が存在する場合、当該時点

第5条（運送契約の成立）

カード使用者と当社との運送契約の成立については、EX予約コーポレート規約（E予約専用）及びIC規約（E予約専用）に定める通りとします。

第6条（受取期間経過後の乗車券類の取扱い等）

1. カード使用者がEX-ICサービス以外のエクスプレス予約コーポレートサービスを利用する場合、E

X予約コーポレート規約（E予約専用）第10条第3項に定める受取期間を経過したにもかかわらず受取が行われなかった乗車券類については、受取期間満了日がカード会員規約におけるカード番号利用のあった日とみなされます。

2. カード使用者がEX-ICサービスを利用する場合、EX-IC運送契約において約定した乗車日の営業時間終了時までには駅に入場しなかった場合、当該日がカード会員規約におけるカード番号利用のあった日とみなされます。

第7条（合意管轄裁判所）

本特約に関して生じた一切の法律上の紛争については、名古屋地方裁判所または名古屋簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

改定日 令和3年3月6日